

家財保険の保険金額の目安は？

大人1人	大人2人	大人2人 子供1人
200万円 〜 400万円	400万円 〜 600万円	600万円 〜 800万円

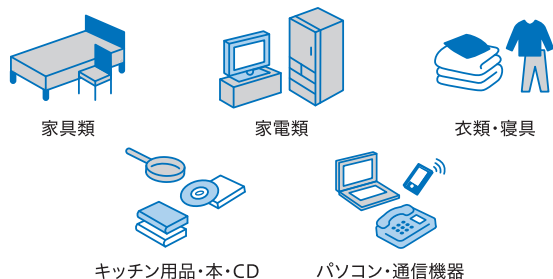
所有する生活家財の価額より保険金額が低い場合

大きな被害に遭った場合などに、生活再建に必要な保険金を十分に受け取れないこともあります。生活家財保険は、保険金額がご自身（同居者を含む）の所有する生活家財の価額と見合ったものに加入することが大切です。

生活家財って何？

生活家財とは、下記のような生活関連の動産全般を指します。

保険の対象となる生活家財の例



保険の対象とならない生活家財の例



環境保護のため、インターネットでの契約内容確認をおすすめします。

■ インターネットによるご契約内容の確認方法

- STEP1** 「お客さま専用ページ」にアクセス
弊社ホームページ(www.flex-ins.co.jp)より「お客さま専用ページ」を開きます。
- STEP2** 「お客さま専用ページ」にログイン
後日ご郵送させていただく「引受通知書」に記載のID・パスワードを入力します。
- STEP3** 契約内容の確認
契約内容確認画面でご契約内容をご確認ください。

上記の手順は概要です。詳しくは弊社ホームページの案内に従ってください。

お申込みの流れ

- 1 パンフレット・重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)をご確認ください。
- 2 記入例をご参考に、申込書へ必要事項をご記入ください。
申込書記載の「お申込手続きの流れ(Step①〜⑤)」に則って必要事項をご記入ください。
- 3 申込書(表面)はFAXまたはメールにて当社までご提出ください。

FAX

03-6911-2095

メール

hoken@flex-ins.co.jp

※申込書には、重要な個人情報が含まれています。宛先間違いのないようご注意ください。
※FAX・メールの誤送信等による不利益の発生については、当社はその責を負いません。
※申込書(原本)はお客さま控として大切に保管願います。

PC・スマホからも簡単にお申込可能です

フレックス少額短期保険 検索
www.flex-ins.co.jp



お客さま専用ダイヤル

保険商品に関するご質問やお申込手続きについてのお問い合わせ



0120-77-2094

[受付時間] 平日10:00-17:00 ※土日・祝日・年末年始は除く

事故受付専用ダイヤル

事故が起きた際のお問い合わせ



0120-27-2094

[受付時間] 24時間 365日

※お客さま対応品質の向上のため、通話内容を録音させていただいております。

当社の保険は、「通信販売型」の商品となっております。
お申込手続きは、**お客さまご自身**で行っていただく必要があります。
なお、賃貸借契約の窓口となった不動産会社様は、当社の代理店ではありません。
よって、**本保険に関するご説明などは法律上、一切行うことができません。**
ご不明な点などございましたら、「お客さま専用ダイヤル」までご連絡ください。

このパンフレットは、「賃貸のほけん・ワイド(住居専用)」の概要を記載したものです。
詳細につきましては、「重要事項説明書」または「ご契約のしおり・約款」をご確認いただくか、お客さま専用ダイヤルまでお問い合わせください。

フレックス少額短期保険は、株式会社FISが運営しています

株式会社 FIS
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング13階
TEL.03-6911-2094 FAX.03-6911-2095 URL.www.flex-ins.co.jp
関東財務局長(少額短期保険)第55号

2025.2改定



株式会社 FIS

フレックス少額短期保険



賃貸のほけん・ワイド

住居専用

自動更新制

賃貸住宅ご入居者様の保険

地震災害一時金特約

賃貸住宅のご入居者の大切な生活家財や賠償責任などを 3つの補償で幅広くサポートします。

家財補償

生活家財を補償

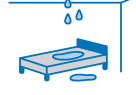
生活家財に損害が生じた場合の損害額(※再調達価額)
※「再調達価額」とは損害のあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額をいいます。

家財保険金額
申込書に記載のとおり

- | | | | |
|--|---|---|---|
| 1

家財が燃えてしまった!
火災 落雷 破裂 爆発 | 2

台風で屋根が壊れ、家財が破損!
風災 雪災 ひょう災 | 3

泥棒に入られた!
盗難 1事故につき家財保険金額の10%限度
現金・預貯金は20万円限度 | 4

水ぬれが起きた!
水濡 給排水設備事故による漏水 |
| 5

車が家に衝突し、家財が破損!
建物外部からの物体の
落下 飛来 衝突 倒壊 | 6

洪水で家財が水びたしに!
水災 床上浸水による水濡損害
1事故につき家財保険金額の30%限度 | 7

外壁が破壊され、家財が破損!
破壊 騒ぎよう・集団行動または労働争議に伴う破壊行為や暴力行為 | 8

雨漏りで家財が水びたしに!
雨漏り ※開口部からの吹き込み、浸み込み、漏入した場合を除きます。 |
- 1～9の損害保険金の支払い対象となった場合、それに伴う次の出費を補償します。**

臨時宿泊費用等保険金 前述の事故(3・8・9を除く)により発生した一時的な宿泊施設の利用・家財移転の費用や、生活必要品の購入費用を補償します。	1事故の合計限度額 20万円
残存物取片づけ費用保険金 損害を受けた残存家財の取壊し、搬出、清掃等にかかった費用を補償します。	1事故の限度額 家財保険金額の 10%
失火見舞費用保険金 火災、破裂、爆発事故で他人の所有物に損害が発生した場合の相手方への見舞金費用を補償します。(被災世帯数×10万円)	1事故の限度額 家財保険金額の 20%
被害時転居費用保険金 前述の事故により発生した損害またはストーカー被害によって借戸室に居住できなくなり転居した場合、転居先への引っ越し費用を補償します。	1事故の合計限度額 20万円
- 9**

1～8以外の偶然な事故
破損 汚損 等
 1事故につき30万円限度
自己負担額3万円

地震災害一時金特約

1事故の合計限度額
30万円

借戸室が属する建物が地震等による損害により全壊または大規模半壊となった場合、地震災害一時金を支払います。(保険金のお支払いには各自治体発行の全壊または大規模半壊の「り災証明書」が必要です。)

保険金をお支払いできない主な場合

家財補償

- 地震・噴火にともなう損害、戦争等による損害
- 故意または重大な過失による損害
- パソコン等に保存されているデータ、プログラムの損害
- 外出先で自転車の盗難にあった場合等の損害など

修理費用補償

- 被保険者が居室外で死亡した場合の遺品の整理費用
- 給湯器の電氣的機械的故障に起因する損害
- 窓ガラス(網入り窓ガラス)のさび割れによる損害
- 鍵の紛失による玄関ドアのドアロック交換費用など

賠償責任補償

- 自動車を運転中に、他人に接触しケガさせてしまった損害
- 他人から借りている物に対する損害
- 故意による損害
- 設備の瑕疵・劣化またははさびに起因する損害など

修理費用補償

修理費用を補償

下記の場合で賃貸借契約に基づき
または緊急的に自費で修理した費用

- | | |
|---|--------------------------------|
|  家財補償の対象となる事故(8・9を除く)により借戸室に損害が生じた場合 | 1事故の限度額
100万円 |
|  ご入居者様(被保険者)の死亡により借戸室に損害が生じた場合 | 1事故の限度額
100万円 |
|  凍結による専用水道管・給湯器の損害(解氷費用を含む) | 1事故の限度額
30万円 |
|  凍結による専用水道管・給湯器の改良費用 | 1事故の限度額
1万円 |
|  借戸室の窓ガラスの熱割れによる損害 | 1事故の限度額
10万円 |
|  いたづらやピッキング等で生じた借戸室の玄関ドアロックの損害 | 1事故の限度額
3万円 |

賠償責任補償

2つの賠償責任を補償

自己負担額なし

第三者への賠償責任
個人賠償責任保険金額 **1,000万円**

第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。



階下に水ぬれ損害を与えてしまった。

大家さんへの賠償責任
借家人賠償責任保険金額 **1,000万円**

大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。



借戸室で火災を起こしてしまった!

火災 爆発 水濡 破損 等